

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一七

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（管理監督職から除かれる官職）</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認めら</p>	<p>（管理監督職から除かれる官職）</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認めら</p>

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇九 (略)

十 地方環境局の国立公園調整官

一一〇 一四 (略)

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一〇九 (略)

十 環境省の内部部局等の特定管理監督職群

環境省の内部部局の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇九 (略)

十 地方環境事務所の国立公園調整官

一一〇 一四 (略)

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一〇九 (略)

十 環境省の内部部局等の特定管理監督職群

環境省の内部部局の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理

事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境局の総務課長、資源循環・災害廃棄物対策課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職

十一 福島環境局の特定管理監督職群 福島環境局の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長

十二 地方環境局の特定管理監督職群 地方環境局の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境事務所の総務課長、資源循環課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職

十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長

十二 地方環境事務所の特定管理監督職群 地方環境事務所の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。